

川越市行政手続条例の一部改正（素案）について

平成26年12月

政策財政部 行政改革推進課

1 川越市行政手続条例とは

川越市行政手続条例は、行政手続法とともに、本市の行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導等に関する手続を定めるものです。

2 改正理由

処分及び行政指導に関する手続について、国民の権利利益の保護の充実を図るため、行政手続法の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行されます。

この改正により、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度が整備されます。

この改正を踏まえて、本市においても、市民の権利利益の保護を充実させるため、次のとおり川越市行政手続条例を改正し、本市の行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図ります。

3 改正の概要

(1) 行政指導の方式

行政指導に携わる者は、行政指導をする際に、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使できることを示すときは、その根拠となる法令の条項等を示さなければならないこととします。

(2) 行政指導の中止等の求め

法律又は条例に基づく行政指導を受けた者は、その行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思う場合に、書面で行政指導の中止等を求めることができることとします。

申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、行政指導が要件に適合しないときは、行政指導の中止等必要な措置をとることとします。

(3) 処分等の求め

法令に違反する事実を発見した場合に、その是正のための処分又は行政指導がされていないと思うときは、その権限を有する市の機関に対し、書面で具体的な事実を示し、処分又は行政指導をすることを求めることができることとします。

申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、必要があるときは、処分又は行政指導をしなければなりません。

4 施行日

平成27年4月1日（行政手続法の一部改正と同日）とします。